

平成30年度第3回松戸市入札監視委員会 議事録

1. 日時 平成31年2月15日（金曜日） 午前9時30分から午前11時
2. 場所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
3. 出席者 <委員> 本多委員長・西山副委員長・浅尾委員  
<事務局> 宮間財務部長・石井契約課長  
<審議案件担当課> 街づくり課・道路建設課・廃棄物対策課・下水道整備課・  
建築保全課

4. 傍聴人 1人

5. 議題

- 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
- 2 入札及び契約の手続の運用状況報告
- 3 指名停止の運用状況報告
- 4 抽出事案審

6. 議事の概要

(1) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員に本多委員を選出した。

(2) 委員会の傍聴について

委員会の承認により、傍聴人のある場合は傍聴を認める。

(3) 入札及び契約の手続の運用状況報告

発言者	発言内容
本多委員長	議題2の入札及び契約の手続の運用状況報告に入ります。 事務局より説明をお願いいたします。
契約課長	(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)
本多委員長	ただいまの報告について、何か質問はございますか。 浅尾委員お願いします。
浅尾委員	低入札の別紙を見ますと、2番の工事なんかですと、一番安いところがとっていないと思うんですが、これはどうしてなんですか。
契約課長	2番目の案件の最低入札者でございますが、入札金額3,633万1,200円の事業者でございますが、松戸市では入札を行う際に入札金額の内訳を同時に提出いただいております。その内訳の金額と入札の金額に相違があった場合に無効としております。 また、内訳書の記載項目につきまして、計算誤り、記載漏れがあ

浅尾委員  
契約課長

った場合にも同様に無効としておりまして、当該事業者につきましては、その内訳書に不備がございまして失格と、入札を無効としたということでございます。

それはこの一番上の小澤建設についてということなんですか。

はい、小澤建設につきましては、内訳が無効となっています。

そのほかの秋元興業、日本サービスにつきましては、調査報告書の提出を辞退とされましたので、入札が無効となっております。

大和企业につきましては、調査報告書の提出がありましたが、委員会で審議の上、入札を無効としております。

丸山建設につきましては、内訳書の不備がありましたので、無効となっております。

株式会社大倉につきましては、当該案件につきまして入札時の発注条件としまして、近くに同種工事を施工している場合には無効となる旨、条件をつけていますが、そちらに抵触したため無効となっております。

六和建設工業につきましては、内訳書に不備がございましたので、無効となっております。

そのほかの業者につきましては、入札書、内訳書ともに有効でございました。

一番有効な入札者のうち最低の金額であります飯沼土木建設を契約の相手方とさせていただいたところでございます。

浅尾委員

わかりました。

結局安いと思ったところも無効だったりとか、そういうことだったということなんですね。何かその辺も書いてあるといいかなと思うんですけども。

契約課長

すみません。次回からその旨を記載させていただきます。

本多委員長

それに関しまして、私からも質問をさせていただきたいんですけども、かなり皆さん、各業者さんがいろいろと熱を入れて入札されていると思うんですけども、そんなに不備というのはいっぱいあるものなんですか。

契約課長

内訳の項目につきまして、工事によって異なりますが、1、2ページで済む内容でなく、場合によっては、5ページ、10ページになります。例えば道路工事でしたら舗装をやったりとか、土工といっ

本多委員長	<p>た部分をやったりとか、側溝をつくる部分をやったりとかというところがありまして、それを各個別に小内訳というところまで提出をさせております。ですので、数量の記載間違いだとか、数量と単価を掛けた計算を間違っているとか、合計の足し算を間違ったりとか、ちょっとページ数が多い案件なんかですと、そういう事例が出てくるような状況になってございます。</p>
契約課長	<p>それは単純な計算ミスとか、そういうことなんでしょうか。それで失格にするということですか。</p> <p>思い込みの場合もございますし、単純ミスが出てくる場合もございます。ただ、電子入札と一緒に提出されておりました、一度提出された入札書と内訳書につきましては、引きかえ訂正、撤回ができないようになっております。建設工事におきましては、不当なダンピング、積算能力のない建設業者の受注防止等の目的がございまして、積算能力のある、施工能力のある業者さんに入札をしていただけるように、市のほうであらかじめ一般競争入札の条件の中で入札書の記載間違い、内訳書の不備につきましては無効となる旨、警告もあわせてさせていただいておりますので、特に抵触した場合につきましては、その条件に基づきまして無効という処理をさせていただいております。</p>
本多委員長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに何か質問ございますか。</p> <p>西山委員お願いします。</p>
西山委員	<p>3ページ目なんですけれども、ナンバー4です。京葉興業さんが調査報告書の提出があって落選ということになってはいますが、落選の理由というのは何ですか。</p>
契約課長	<p>京葉興業さんにつきましては、松戸市が一般競争入札を行う際に、設計図書、仕様書を示しております。そちらの設計書、仕様書等に示しております数字、設計数量、工法、施工条件等満たしていない部分がございました。また、建設副産物等につきましては、適正な処理費用等が計上されていないというところもございましたので、今回無効とさせていただいたものです。</p>
本多委員長	<p>ほかに何か質問ございますか。</p> <p>ないようですので、次に、議題3の指名停止の運用状況報告に移</p>

	ります。 事務局より説明をお願いいたします。
--	---------------------------

(4) 指名停止の運用状況報告

発言者	発言内容
契約課長 本多委員長	(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明) ただいまの報告について何か質問ございますか。 浅尾委員お願いします。
浅尾委員	1番の事例ですと、30年6月14日、6月27日の日付で7月23日に決定をされていて、2番ですと30年3月14日で、30年8月1日とちょっと大分あいている感じがするんですが、決定するタイミングというのはどういうもので決定するんですか。
契約課長	法令等の違反に基づいた場合とか、いろいろな理由がございますが、この今回の事例につきましては、千葉県他市町村等の指名停止の状況等とあわせるような形で指名停止の決定をさせていただいております。
浅尾委員	では千葉県の決定を受けて、松戸市さんということなんですか。
契約課長	そちらのほうも参考にさせていただきました。
浅尾委員	そうすると、2番については千葉県の決定が少し遅かったのも、松戸市も遅くなったということですか。
契約課長	そういうところもございます。
浅尾委員	わかりました。
本多委員長	ほかに何かご質問ありますか。 なければ、議題の4の抽出案件の審議に移らせていただきます。 まず、事務局より説明をお願いいたします。

(5) 抽出事案審議

発言者	発言内容
契約課長	それでは、議題の4につきまして、ご説明をさせていただきます。 抽出事案の審議でございます。 資料11ページをごらんいただけますでしょうか。

	<p>抽出事案説明書からご説明をさせていただきます。</p> <p>最初に、お伺いをさせていただきたいと思います。</p> <p>前回同様、1件ごとにご説明をさせていただいた後、ご審議をいただくという形で進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
本多委員長	はい、結構です。
契約課長	<p>それでは、ご説明をさせていただきます。</p> <p>(審議案件1について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>ただいまの報告について、質問ございますか。</p> <p>浅尾委員お願いします。</p>
浅尾委員	<p>資格要件、入札参加資格の概要のところ、過去10年以内公共工事で建築一式工事元請施工実績とありますが、この実績というのはどのように確認をするんですか。</p>
契約課長	<p>実績につきましては、一般競争入札の公告に記載していますが、受注した工事の契約書等の提出を求めています。また、契約課のほうで申請が上がった案件につきましては、契約課のほうのデータベース、コリンズ等のデータベース等も活用いたしまして、実績の施工の確認をさせていただいております。</p>
浅尾委員	<p>これは日本全国の公共工事ということなので、国でも、県でも、市町村でもという感じなんですか。</p>
契約課長	<p>国及び地方公共団体等の官公庁発注の公共工事ということで実績の設定をさせていただいております。</p>
浅尾委員	わかりました。
本多委員長	<p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>ないようでしたら、これについては問題ないということでよろしいでしょうか。</p> <p>では、1件目の案件については問題ないということで。</p> <p>次に、2件目の説明をお願いいたします。</p> <p>(審議案件2について資料を基に説明)</p>
契約課長	
本多委員長	<p>ただいまの2点目の説明について、何かご質問ございますでしょうか。</p> <p>西山委員お願いします。</p>
西山委員	<p>先ほどの3ページ目、低入札価格調査制度実施状況のところとか</p>

	<p>ぶってしまうんですけども、こちらの京葉興業さん、2つとも低入札価格の調査対象ということで抽出されているんですけども、こちらの会社、これだけ低入札価格2件もあって、財務状況とかの確認等々はされているのでしょうか。</p>
契約課長	<p>低入札調査に該当した場合、調書の提出資料の中に財務諸表の添付を求めています。財務諸表の内容を点検したところ、その時点におきましては、特に問題がないということで、審査をさせていただいております。</p>
西山委員	<p>ちなみに決算書というのは過去何年間とかという決まりはあるんですか。</p>
契約課長	<p>直近年度1カ年とそのほかにその前年度分、直近年度2カ年分の提出を求めました。</p>
本多委員長	<p>何かほかに質問ございますか。 浅尾委員お願いします。</p>
浅尾委員	<p>先ほどの業務では実績が10年だったんですけども、これは15年ということなんですが、その辺の年数の決めというのは何かあるんですか。</p>
契約課長	<p>一般競争入札の資格要件の設定という内部規則がございまして、原則は10年なんですけど、工事の種類、内容によりまして10年ではちょっと判断が難しいという案件につきましては5年ほど延ばさせていただいて、最長15年という形で決めさせていただいております。</p>
浅尾委員	<p>その判断が難しいというのは、どういう意味なんですか。</p>
契約課長	<p>工事の種類によりましては、発注の実績、受注の実績を見たときに、松戸市の発注の中で過去10年以内にそのような案件が少ないような場合とか等もございまして、そのような場合には5年ほど延ばさせていただく場合もございまして。</p>
浅尾委員	<p>つまり、ちょっと10年ではその該当業者が少ないおそれがあるので、ちょっと広げたという感じなんですか。</p>
契約課長	<p>特殊な工事になりますと、道路の舗装工事などは毎年発注させていただいているんですけど、橋梁工事等ということになりますと、発注の実績等も少なくなってくることもございまして。</p>
浅尾委員	<p>市内に本店がある会社で、過去15年以内というのと、やっぱりこれぐらいしか上がってこないということなんですね。</p>

契約課長	そうですね。
浅尾委員	わかりました。
本多委員長	ほかに何かご質問ございますか。 ないようですので、2件目の案件についてはこれで問題ないという ことで、3件目の案件についてのご説明をお願いいたします。
契約課長	(審議案件3について資料を基に説明)
本多委員長	ただいまのご説明について、何か質問はございますか。 浅尾委員お願いします。
浅尾委員	2者が参加したということですか。
契約課長	はい。
浅尾委員	これは1者だと流れてしまうんですか。
契約課長	松戸市の場合、1者入札は採用していません。
浅尾委員	そうすると、ちょっと危なかったような感じがあるんですが、何 かその辺の原因とか、あと、何か改善点みたいなのは何かございま すか。
廃棄物対策課	応募条件に合致していた業者が30者ございましたので、特に大き な制限は設けていなかったと判断しております。入札参加者が少な かった事情までは、我々どもでは把握はしておりません。
契約課長	今回は地域要件の設定は、全国が対象となつてございます。清掃 施設関連ということで、特殊な工事の範囲には分類されるかという ことは考えられるところなんですけど、対象事業者が先ほどもご説明 させていただいたように30者ほどいましたので、入札参加者につ きましては、ある程度参加していただけるのではという期待はさせ ていただいていたところでございます。
本多委員長	ほかに何かご質問ございますか。 西山委員お願いします。
西山委員	16ページなんですけれども、新明和工業のISO認証取得がマイ ナス点になっているというのは、どの辺がマイナスポイントだった んでしょうか。
契約課長	総合評価の評価項目の中で、ISO9001またはISO14001の取 得状況という評価項目がございまして、それを略しましてISOと記 載をさせていただいておりますが、公告文にも記載をさせていただ いているんですが、このISOを取得していた場合、加算点はござ

本多委員長	<p>いません。零点です。ただ、取得していない場合にはマイナス1点という形で一般競争入札の公告文の中にも記載をさせていただいております。品質等につきましての担保をするためにISOをつけさせていただいているところがございます。</p> <p>では、それに関連して私からも質問をさせていただきたいんですけども、そうすると、この基準評価点というのは最高点という趣旨になりますか。だから、ゼロだったら、そこからマイナスになりますし。</p>
契約課長	<p>標準点が100点で、これは参加者全者に100点がつきます。それで、表の中段になるんですが、各項目ごとの評価点、先ほど申し上げましたが、施工計画の下の安全管理、こちらが満点の場合4点がつきます。以下、右にずっといきまして、配置予定技術者の技術力の下、自由設定項目、同種設備の工事实績まで、満点の場合の加算点を記載させていただいております。この案件につきましては、加算点の満点の場合38点になります。標準点と合わせまして、満点の場合138点、これが上限でございます。</p>
本多委員長	<p>そうしますと、評価の範囲というのがちょっとばらばらでわかりづらいんですけども、満点が4点のときに、例えば安全管理、一番左はゼロ点になっているじゃないですか。でも、ISOでマイナスの1がついていとなるとなると、この安全管理においてもゼロより下というのも可能性としてあるのでしょうか。</p>
契約課長	<p>評点につきましては、入札公告文の中で各項目ごとにあらかじめ表示をさせていただいております。安全管理のところについては、満点が4点で、評価の基準として安全対策に有効な提案が4項目以上ある場合、評価点は4点、安全対策に有効な提案が3項目ある場合には2点、安全対策に有効な提案が2項目以下の場合には零点という形で、各評価項目ごとに配点をあらかじめ条件として提示をさせていただいております。評価項目の中でマイナスになる可能性があるのがこのISOの部分と、あと、事故とか不誠実な行為を行った事業者の場合、例えば総合評価落札方式での履行義務違反の場合マイナス3点、指名停止を受けたことがある場合にマイナス4点という項目もございます。マイナス項目につきましては、今回の場合には以上の2項目が設定されております。</p>

本多委員長	<p>わかりました。</p> <p>ほかに何か質問ございますか。</p> <p>浅尾委員お願いします。</p>
浅尾委員	<p>ちょっと細かいところなんですけど、この16ページの表の施工実績と同種設備の工事实績との違いは何なんです。どちらも同じ実績、工事の実績なんだろうけれども。</p>
契約課長	<p>施工実績ですが、過去10年間の公共工事における同種工事の施工実績で、国・都道府県関係の発注工事でございます。この場合の同種工事につきましては、ごみ中継施設の新設工事を元請として施工し、引き渡しの済んだ工事とさせていただきます。</p>
廃棄物対策課	<p>同種設備の工事实績は、中継施設の設備であるコンパクター設置の工事实績があることを評価しております。</p>
浅尾委員	<p>そうすると、この表の施工実績というのは、そのごみ中継施設の実績で、その同種設備というほうは、そのコンパクターという設備。</p>
廃棄物対策課	<p>はい、より限定した。</p>
浅尾委員	<p>ということなんですね。わかりました。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>私のほうから質問させていただきたいんですけども、先ほどの質問と少し重なるんですけども、この地域要件に関してなんですけど、地域要件なしにするのと、市内に本店があることという設定をどのような場合に変えているのか、簡単に説明していただけますでしょうか。</p>
契約課長	<p>地域要件の設定についてですが、ご審議いただいている工事のように地域要件の区分けについてでございますが、工事の内容によりまして、松戸市内の事業者で十分施工が可能で、なおかつ競争が確保できる場合、例えば10者以上その案件の応募条件に該当するような場合には、松戸市内に本店を有する者などの地域要件を設定させていただく場合が多いです。</p> <p>そのほか、本案件のように、清掃施設関係の発注というのは頻繁ではございません。本当に10年とか20年とかに1件というような形になります。</p> <p>また、松戸市内に本案件を施工できる事業者が競争をする数にお</p>

<p>本多委員長</p>	<p>いても不足しているような場合には、地域要件の範囲を広げています。場合によりましては、千葉県内とする場合もございます。</p> <p>また、案件によりまして、施工状況につきまして実績を求めますと、業者数、競争力が下がるようなおそれがある場合には、本案件のように全国に広げて、競争入札の競争原理を働かせるような形での応募条件とさせていただいているというところですよ。</p> <p>わかりました。</p> <p>あとそれから、もう一つ質問させていただきたいんですけども、松戸市議会9月の定例会議の議決案件だったということなんですけれども、特に入札関係の点から何かこう議論になったような問題点とかは挙げられたりした点はあったんでしょうか。</p>
<p>廃棄物対策課</p>	<p>今ご指摘ありましたけれども、応募事業者数が少なかったということで、競争性がそこで働いたのかというようなご質問はありました。ただ、先ほど申し述べたとおり、30者ほど要件満たした事業者がおりましたとお答えしました。他は特にありませんでした。</p>
<p>本多委員長 西山委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>地域要件を設定しなかったということなんですけれども、ごみ処理施設とかでよくあるパターンとして、実際処理工場とか建てた業者が受注しないと、結果的に工場の仕組みとかもわかっていないので、なかなか作業ができないので、地域要件はないんだけど、結果的にその企業だけしか選ばれないような状況に陥るようなケースもあると思うんですけども、この工事自体は一般の特殊性はある仕事ではなく、どの企業が、この対象の30者が受注しても施工可能な工事だったという理解ですか。</p>
<p>廃棄物対策課</p>	<p>入札参加者に必要な資格は、清掃施設工事の格付がAランクであることのほか、過去10年以内に官公庁発注の清掃施設工事を元請けとして施工した実績を有することといたしました。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>その実績があれば、どの会社でも工事可能な案件だったということによろしいですか。</p>
<p>廃棄物対策課</p>	<p>はい。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>なければ、この3つ目の案件についても問題なしということによろしいですか。</p>

	(「はい」の声あり)
本多委員長	では、次の4番目の案件のご説明お願いいたします。
契約課長	(審議案件4について資料を基に説明)
本多委員長	では、この案件について、何かご質問ございますでしょうか。
	浅尾委員お願いします。
浅尾委員	随契の理由として、一体的に施工することが経費の削減などの面から有利だとありますが、落札率を見ると99.87という率になっていて、この率を見たときに、果たしてこの経費の削減に有利と言えるのかなというところが疑問なんですけど、いかがですか。
街づくり課	あくまでその予算の中での工事になっておりまして、我々としましても、千葉県の積算基準に基づいて積算した結果、かつ全体の工事、もともと発注しておりました駅前広場の整備工事に合算した経費を計上できるものですから、基本的な設計価格については、その共通費の部分においてコストの削減につながっていると。その認識が随契をした上国興業のほうにもその辺については認識がございますので、その積算に基づいて見積もりの提出をしていただいているということでございますので、落札率がコストの削減につながっているのかどうかというところではなくて、全体の額を見たときに、もともと単品で工事を発注した場合と比べれば、大分コストの削減につながっているとこう解釈しております。
浅尾委員	それでは、その予定価格を算出する上で、経費が共通化することでその分予定価格自身が低くなっているということなんですね。
契約課長	そうです。最初の設定金額自体が通常よりも低い金額で設定できていると認識しております。
浅尾委員	はい、わかりました。
本多委員長	ほかに何か質問ございますか。
	私のほうから、1点質問させていただきたいんですけども、これはそもそも最初の工事を始める時点で全く予定されていなかった、想像がつかなかった工事が途中から発生したということなんですか。
街づくり課	ちょっと図面を一応用意したほうがわかりやすいかなと思ってお持ちしたんですけども、当初の計画案がこの矢切の駅前広場のほうになるんですけども、近隣様からの要望で、この辺の形態が変わって

	<p>しまうということがあって、その設計変更をしている最中でも工事を進めなければいけないということで、今、附帯工事（その２）という形にはなっているんですが、その以前にも附帯工事としてもともと予定していたこの交差点の改良と県道の舗装の打ちかえや、この辺の植栽と照明の関係というのがあるって、ここの設計変更している間にできるものというのがまず交差点の改良だったもので、これを附帯工事（その１）として発注しております。その後、設計完了した段階で、もうここの工事はおおむね決まったタイミングで、もともと附帯工事として予定していた最終的な県道の舗装のやりかえと植栽関係の更新の形態が決まったので、それで、その２として発注したという経過がございます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>その２というのは、一番最初の附帯工事じゃなくて本体の工事は入札だったんですか。その入札をした時点では行う予定がなかったものということですか。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>国庫補助金が入っている関係で、国の補助金を得られる部分の工事について入札でやりまして、その後、植栽ですとか、県道の部分の工事というものは、ダブルで国庫補助金をいただくことはできませんので、そこの部分については附帯工事であるということで、当初から発注はしております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>そうすると、最初にこの上国興業さんですか、に決まった時点で、これらの工事もある必然的にといいますか、上国興業さんがやるということにはもう想像ができたといいますか。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>おおむね基本的にはその附帯工事ということですので、一体的に工事を進められるというところの中では附帯工事ということで、上国興業に随契というような形はちょっと考えられたのかなというふうには考えております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>一番最初の入札をするときというのは、そういう点も含めて検討をされているんですか。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>ある程度もう初めにこの当初の計画案を示して、こちらに関しては別途という形で設計図書の方には記載はさせていただいております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>質問の趣旨としましては、最初に上国興業さんが受注した時点で、次にその１、その２と続くということがわかっていたんだって</p>

街づくり課	<p>ら、それも考慮に入れた上での最初の入札だったのかどうなのかなというのがちょっと気になったものですから。</p> <p>現場説明書のほうには、この工事に附随して、今後、交差点の改良ですとか、こういった部分の舗装の工事、あと、植栽の工事がありますよという旨はうたった状態で発注はしております。</p>
本多委員長	<p>あとそれから、先ほどのご説明ですと、途中で近隣住民の要望のために工事内容が当初の予定よりはいろいろと変更になった部分というのはあったんでしょうか。</p>
街づくり課	<p>変更になっているのが、ここの取りつけの道路が近隣さんがこれが私生活で使う道路で、バスが通ってくるのはいかがなものかということから、バスの動線と市民が使う道路を分けてほしいという強い要望があったもので、最終的にはこういう形で落ちついたというところですよ。</p>
本多委員長	<p>わかりました。</p> <p>ほかに何か質問ございますか。</p> <p>なければ、この案件についても問題ないということでよろしいでしょうか。</p> <p>では、問題ないということで、次の5件目の案件のご説明お願いいたします。</p>
契約課長	<p>(審議案件5について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>この件について、何かご質問ございますか。</p> <p>浅尾委員お願いします。</p>
浅尾委員	<p>これも2者ですか。その対象業者としては17者で、手を挙げてきたのが2者ということは、ちょっと業務に魅力がないとか、何かそういうこともあるのかなと思うんですが、先ほども同じような質問しましたがけれども、何か対策というのは、例えば業務をもう少し出し方を考えると、何かそういうのはございませんか。</p>
下水道整備課	<p>業務の内容なんですけれども、雨天時放流水質の検査ということで、雨が降らないと要はできないという内容になっておりますので、なかなか皆さんは予定を立てづらいということがあるのかと思っております。なので、最近では地域要件なしということで緩和しているんですけれども、2者しか参加されないというのは魅力がないというよりは予定を立てづらいのではないかなというふうに考え</p>

<p>浅尾委員</p>	<p>られます。広げるということにつきましては、ちょっと申しわけございません。</p> <p>なかなか資格要件で広げるというのはちょっともう難しいのかもしれないんですけども、例えばほかの業務とくっつけるとか、そういうことができるかよくわかりませんが、何かちょっと考えないと、今回2者、手挙げていますけれども、次回どうなるかというのもわかりませんので、何かいろいろアイデアを出されればいいのかと思うんですが。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに。</p> <p>西山委員お願いします。</p>
<p>西山委員</p>	<p>こういう検査というのは毎年やることなんですか。定期的にやる仕事になるんでしょうか。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>こちらについては年1回行うことということで定めがございますので、それに従って年に一度行っております。</p>
<p>西山委員</p>	<p>参考までに、去年もこの2者が申請したという。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>この2者だったように記憶しております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>私から1点質問させていただきたいんですけども、この入札額だけを見てしまいますと、2者で、かつ1万円しか変わらないというのが、うがった見方をすれば、つくったかのような金額に見えてしまうんですけども、これ、例えば内訳見ると全くいろいろ違った事情で、結果的にこうなったということなんでしょうか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>内訳の金額につきましては、コンサルタントの項目数を大項目に絞って出すような形になっておりますが、金額につきましては、それぞれの会社ごとによって、中の積算の金額につきましては異なっております。</p> <p>ただ、金額につきましては、松戸市の場合、事前公表ということで入札公告の中であらかじめ予定価格を公表させていただいておりますので、そういうところで、上限の金額に今回の場合には張りついてしまったのかなというところは考えられます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>先ほど西山委員のほうからも前年度も2者かどうかという話ありましたがけれども、前年度も同じ2者で、かつ金額が非常に接近していて、しかも、結果ももしかすると東京設計さんのほうが契約をと</p>

<p>下水道整備課</p>	<p>られたということなのでしょうか。</p> <p>金額については、細かくは記憶していませんけれども、落札したところは今年度同様に東京設計事務所になっております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>これは何年ぐらい前からこの同じ入札というのはなされているんですか、大体で結構なんですけれども。最近始められたものなのですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>業務自体は前からやっております。</p>
<p>下水道整備課</p>	<p>平成10年代の後半ころから毎年実施しているものになります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>毎年この2者でやっているんですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>毎年かどうか、すみません、手元に資料がないので、確認させていただきたいと思います。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>浅尾委員がおっしゃられたように、もうちょっと工夫をされていたほうがいいのかなというふうに思います。</p>
<p>契約課長</p>	<p>ご意見もいただきましたので、次年度の発注の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>では、その点を次年度以降ご考慮いただくということで、あと、ほかに何かご質問等ございますか、ご意見とか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p>
<p>本多委員長</p>	<p>では、その点を配慮していただくということで、5件目の審議は終わらせていただきます。</p> <p>6件目のご説明をお願いします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>（審議案件6について資料を基に説明）</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ただいまのご説明について、何か質問等ございますでしょうか。</p> <p>浅尾委員をお願いします。</p>
<p>浅尾委員</p>	<p>対象業者が8者と少ないため指名競争入札ということなのですが、この何者というのは指名競争入札について何か基準があるんですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>指名競争の場合には、一応目安といたしましては、5者とさせていただきます。</p>
<p>浅尾委員</p>	<p>目安5者で8者というのは、微妙な感じなんです。</p>
<p>契約課長</p>	<p>今回の場合には、確実に業務を履行するために選定の条件を検討したところ、入札参加名簿上該当する業者が8者ということでござ</p>

浅尾委員	<p>いましたので、全者指名をかけまして、可能な範囲の業者を選定させていただいたところでございます。</p> <p>もともとその5者と10者という別々の数字があって、その間、8者あって……</p>
契約課長	<p>ということではなくて、名簿上この要件に該当する業者を全部選んだというのが正直なところでございます。</p>
浅尾委員	<p>その10者に満たないので、一般競争入札ではなくて指名競争にしたということなんですかね。</p>
契約課長	<p>この要件に基づきまして、業者数が多ければ興味を持っていただける、興味を示していただけるという可能性もあるところなんですけれども、該当する業者が8者と少ないところもございましたので、競争性の確保のためにも全者を選ばさせていただいたということでございます。</p>
浅尾委員	<p>ちなみに、指名の場合は松戸市さんが指名するということで、一般競争は手を挙げていただくということですかね。それ以外に何か制度上の違いというのは、指名と一般競争は何かあるんですか。</p>
契約課長	<p>松戸市の場合は、原則は制限付きの一般競争入札で、工事関係につきましては発注をさせていただいております。この案件のように対象事業者の数が少ないような場合におきましては、指名競争入札をさせていただくこともございます。基本的には一般競争入札で、それによりがたいような場合には指名競争入札、また、相手方が特定されるような場合、金額が少額な場合等につきましては、随意契約という手段をとる場合もございます。</p>
浅尾委員	<p>低入札の調査とかがないようですねけれども、それは指名競争だから。</p>
契約課長	<p>業務委託の場合には最低制限価格を採用させていただいているところなんですけど、今般の場合にも設定をしております。</p>
浅尾委員	<p>低入札の調査があるとかないとかという違いはやっぱりあるということなんですか、指名と一般競争入札というところでは。</p>
契約課長	<p>そうですね。</p>
浅尾委員	<p>わかりました。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>ないようでしたら、この6件目の案件については問題なしという</p>

	<p>ことよろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
本多委員長	<p>では問題なしということで、最後の7件目のご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(審議案件7について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>では、この案件について、質問等何かございますでしょうか。</p> <p>浅尾委員お願いします。</p>
浅尾委員	<p>3回目は見積もりということで460万ですか。</p>
	<p>はい</p>
浅尾委員	<p>これが予定価格よりも高いものが出てきた場合というのはどうなるんですか。</p>
契約課長	<p>松戸市では、一般競争入札の場合には予定価格は事前公表ですが、指名競争入札の場合には事後公表です。指名を受けた業者さんは予定価格は事前にわかっておりません。そのため1回目の入札、2回目の入札におきましても予定価格の範囲内に達しなかったということでございます。</p>
浅尾委員	<p>3回目はその予定価格を下回ったということだったと思うんですが、仮に、3回目のときにはその予定価格は……</p>
契約課長	<p>提示いたしません。</p>
浅尾委員	<p>提示しないんですよね。そうすると、落ちない可能性があるということなんですか。</p>
契約課長	<p>そうですね。ですので、場合によりましては、見積もりを辞退される場合もございます。その場合には不調案件という形にはなるのかと思います。</p>
浅尾委員	<p>じゃ、1回やってみて、仮に落ちていなかったら、もう1回やり直す、もう1回とるとかということではなくて、もう不調にするということなんですか。</p>
契約課長	<p>見積もりのほうでしょうか。</p>
浅尾委員	<p>ええ、もう1回とり直すとかということはせずなんですか。</p>
契約課長	<p>事業者さんのほうでもう1回出す意思があれば、とる場合もございます。ただ、その段階で予定価格と大幅に離れていたりとかする場合もございますので、一律に申し上げられない場合もございます。</p>

浅尾委員	わかりました。
本多委員長	ほかに何かご質問は。
	西山委員お願いします。
西山委員	入札の経過を見ますと、第1回目で4者、かなりばらつきがある状態で終わって、2回目も予定価格に達しないので流れたということなんですけれども、予定価格の設定自体がどうだったというお考えでしょうか。
建築保全課	設計委託に関し、建築工事の設計委託の価格の算出に関しましては、国土交通省の大臣官房で監修しております官庁施設の設計業務等積算基準と業務料算定という指標がございまして、そちらの国の指標にのっとりまして私ども算出をしており、その価格をそのまま載せさせていただいているところです。面積規模とか、あと、予定している事業の価格等入ってくるんですけれども、この価格とこちらの入札の結果を見る限りでは、私どもが算出しました国の基準にのっとり行った積算と業務を實際される方々の積算の考え方と多少乖離があったのかというのは、こちらの数字を見て感じるころがあります。
本多委員長	それに対する何か対策というのはあるんですか。
建築保全課	余りこういった形で今まで設計委託に関して不調がなかったんで、これをサンプルとさせていただいて、今後は民間と国のほうで出している指標、国のほうの指標はどうしてもルールが全て決められてしまっていますので、そことの検証は必要になってくるのではないかというのは当課のほうでは今考えているところです。
本多委員長	ほかに何かご質問等ございますか。
	あと、西山委員、続けて何かございますか。
西山委員	落札した業者にしても結構厳しい金額で落札したと見受けられるので、今後、見直しを検討してはいかがかと。
建築保全課	初めて出た事例なので、私どものほうも何がというのが今、具体的な案はなかなかチョイスするのが難しい状態で、まず、国で決められている指数の規則の上で算出をずっと続けてきたところでしたので、何件かもう既に設計委託はこれ以外にも発注させていただいて、成立はしているんですけれども、唯一こういった形になった案件でしたので、何がどういう原因だったのか。もしかしたら、同時

<p>西山委員 本多委員長</p>	<p>期に同じようなのが、どうしても年度の初めになりますので、発注した際に競合してしまったのか、技術者さんのほうがなかなか集まらなかったのかとか、いろいろな要因が考えられるので、価格だけではなくて、その辺もあわせて課のほうで検討しなければいけないのかと、思っているところではあります。</p> <p>検討していただくようお願いします。</p> <p>ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、では、この件については、今後また検討していくということでもよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本日予定している審議は全て終了しましたので、事務局のほうから連絡事項がありましたらお願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>それでは、事務局のほうからの連絡事項でございますが、次回の委員会の日程調整を行いたいと考えておりますので、委員会終了後、事務局のほうから各委員の日程についてお伺いをさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>本日は、ご審議をいただきありがとうございますございました。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>お疲れさまでした。</p> <p>終了いたします。</p>